

平成28年度版

自転車安全整備技能検定

学科試験問題集

公益財団法人日本交通管理技術協会

平成28年問題 A問題

問題は、問1から問50問まであります。
各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、黒鉛筆で塗りつぶすこと。

- 問1 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪でなければならない。
なお、幼児用自転車の補助車輪は、車輪数に含まれない。
- 問2 自転車安全整備店としての登録を受けるには自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問3 自転車走行中に、これからしようとする行動をほかの車などに知らせること（合図）は、安全のため大切なことで、
「停止の合図」は、右腕を斜め下にのばし、かつ、手のひらを後ろに向けその腕を前後に大きく動かす。
「右折の合図」は、手のひらを下にして右腕を横に水平に出す。
「左折の合図」は、右腕のひじを垂直に上に曲げる。
である。
- 問4 踏切を渡るときに注意すべきことは、踏切の手前で必ず安全を確認し、停止の合図をしてから自転車を降り、左右の安全を確かめ、押して渡るようにした方がよい。
- 問5 登録更新をした自転車安全整備店には、登録番号及び有効期間満了の日を記入した「自転車安全整備店登録番号標章」を交付するので、「自転車安全整備店登録番号標章」を自転車安全整備店章に貼付すること。

問6 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問7 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。

問8 TSマーク付帯保険は、同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故及び対物損害も補償される。

問9 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、左右の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認して、道路を直角にわたる。

問10 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅60cmを超えてはならないことになっており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部があってはならないこととされている。

問11 自転車安全整備店において、自転車安全整備士の資格を取得していない者が自転車を点検整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

問12 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付自転車を点検整備した場合には、点検整備済みTSマークを貼付することができる。

問13 安全付属部品の性能等のうち尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。

問14 点検整備に使用する工具のうち、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよい。

問15 補助車輪の付いた幼児用自転車には、TSマークを貼付することができない。

問16 自転車安全整備店の登録を受けた者で、点検整備済TSマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しをされた場合、一定の期間が経過すれば、再登録の申請ができる。

問17 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「一時不停止」「酒酔い運転」などがあるが、「ブレーキ不良運転」もその対象である。

問18 警音器（ベル）は、見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を防止するためやむを得ないときのみを使用するものであるから、歩道を走行中、歩行者に自車の接近を知らせるために警音器（ベル）を鳴らさなければならない。

問19 自転車で道路を走行中、前方に幼児や老人や身体の不自由な人が歩いているときは、危険のないように一時停止するか、十分速度を落として通行の妨げにならないようにしなければならない。

問20 チェーンは、ギヤクランクを逆方向のみに回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問21 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。

問22 部品の取付け点検・整備方法として、各部のねじ部の緩みについては、自転車を直立させ、自転車の前車輪を約20cm程度持ち上げ落下させたとき、異常音があれば、その箇所の増し締めを行い整備する。なお、後車輪については省略できる。

問23 普通自転車の車体の構造の点検について、サドルの数は、2以上ないことを目視すれば足りる。また、サドル座面の長さは、40cm以下であることを確認する必要がある。

問24 児童又は幼児を保護する責任のある者が、児童又は幼児を自転車に乗車させる際には、当該児童又は幼児に自転車乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなくてはならない。

ただし、幼児用座席に幼児を乗車させて運転する場合は、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせなくてもよい。

問25 点検整備済TSマーク付帯保険の有効期間は、当該自転車を点検整備した日から1年間で、点検整備済TSマークには、点検整備した日と点検整備した自転車安全整備店の登録番号を記載する。

問26 防犯登録がなされていない自転車は、TSマークを貼付することができない。

問27 普通自転車を点検整備するとき、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、40 cm（幼児用自転車は、30 cm）を超えてはならない。

ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りではない。

問28 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問29 駆動補助機付普通自転車の原動機の基準は、電動機以外の原動機を備えていないこととされている。

問30 自転車安全整備店が登録後改築した場合は、「自転車安全整備店登録事項変更届（事業所改築・移転用）」により、速やかに変更手続きをしなければならない。

問31 自転車走行中、交差点では、直進、左折、右折いずれの場合でも、後方から左折する自動車に巻き込まれる危険がある。

問32 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合に、自転車安全整備店での修理は困難であるので、ユニット部に異常が認められるときは、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにすること。

問33 普通自転車の車体の大きさは走行状態において、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品は含めない。

問34 点検整備済TSマーク付帯保険の傷害補償は、点検整備済TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から1年以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合に、一律に第一種点検整備済TSマーク（青色TSマーク）は30万円、第二種点検整備済TSマーク（赤色TSマーク）は100万円が支払われる。

問35 インナワイヤプライヤは、ブレーキや変速のワイヤの切断に使用する工具である。

問36 普通自転車を運転している13歳未満の子供、65歳以上のお年寄りは、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問37 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問38 ダイナモ式の前照灯は、ダイナモの出力にあった電球を用いており、かつ、点灯することを確認し、必要な場合は基準に適合する電球と交換する。なお、前照灯の色は、白色又は淡黄色であること。

問39 点検整備済TSマーク付帯保険は、点検整備済TSマークに付帯された保険で、保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものであるから、自転車を点検整備し点検整備済TSマークを貼付しても、自転車安全整備店で保険料を徴収することはない。

問40 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが必要である。また、後写鏡などの付属品を装備する場合も、後方の安全確認が容易にできる位置であればよい。

問41 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって徐行したり、停止したりする場合には、後輪のブレーキ（左ブレーキ）のレバーを静かにかけてスピードを加減するようにする。みだりにブレーキをかけると、後から来る車に追突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。

問42 現在国内で広く使われている自転車のタイヤは「WOタイヤ」で、これに対し、マウンテンバイクやマウンテンバイク類型車には「HEタイヤ」が多く使われている。

問43 後車輪用のブレーキの制動性能の確認は、両手でハンドルレバーの左・右のにぎりを握って、後ブレーキレバーをひとさし指と中指（幼児用自転車にあってはひとさし指のみ）で力いっぱいかけて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に体重（幼児用自転車にあっては片足の踏力）をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。
もし回るようであれば、制動トルクが不足しているので整備をする。

問44 点検整備済TSマーク保険が適用される事案は、貼付されている点検整備済TSマークの記載内容が正しく記載され、その自転車の所有者であることが条件となっている。

問45 普通自転車の部品構成表中で、ベル、ブザー、リフレックスリフレクタ、尾灯は警報装置となっている。

問46 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約30度上に上げ、手を離れたときに、車輪が振子運動をするか確認する。

問47 自転車走行中、乗客の乗降のため停車中のバスなどに近づいたときは、道路の左側端に停止しなくてもよいが、後方、左右に注意して進行する。

問48 普通自転車の点検整備基準では、リヤリフレクタの反射光の色は、赤色となっており、この色の確認は目視により確認する。

問49 反射器材はリヤリフレクタとし、リヤリフレクタ又は尾灯の取り付けは、その頂点が後車輪のハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より3.5cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていること。

問50 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。

平成28年問題 B問題

問題は、問1から問50問まであります。

各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、黒鉛筆で塗りつぶすこと。

問1 普通自転車の車体の大きさは、走行状態において、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品を含める。

問2 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約30度上に上げ、手を離れたときに、車輪が振子運動をしないことを確認する。

問3 点検整備済TSマーク付帯保険は、点検整備済TSマークに付帯された保険で、保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものであるから、自転車を点検整備し点検整備済TSマークを貼付しても、自転車安全整備店で保険料を徴収することはない。

問4 補助車輪の付いた幼児用自転車でも、TSマークを貼付することができる。

問5 バルブドライバーは、仏式(フレンチタイプ)のバルブの中にあるバルブコアの着脱に使用する専用工具である。

問6 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが必要である。また、後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。

問7 自転車走行中、交差点では、直進、左折、右折いずれの場合でも、後方から左折する自動車に巻き込まれる危険がある。

問8 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。

問9 点検整備済TSマーク付帯保険の傷害補償は、点検整備済TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合に、一律に第一種点検整備済TSマーク（青色TSマーク）は30万円、第二種点検整備済TSマーク（赤色TSマーク）は100万円が支払われる。

問10 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪でなければならない。
なお、幼児用自転車の補助車輪は、車輪数に含まれない。

問11 駆動補助機付自転車の原動機の基準は、電動機以外の原動機を備えていることとされている。

問12 自転車安全整備店としての登録を受けるには自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。

問13 自転車安全整備店が登録後、改築した場合は「自転車安全整備店登録事項変更届（事業所改築・移転用）」により、速やかに変更手続きをしなければならない。

問14 防犯登録がなされていない自転車でも、T Sマークを貼付することはできる。

問15 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合に、自転車安全整備店での修理は困難であるので、ユニット部に異常が認められるときは、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにすること。

問16 点検整備済T Sマーク保険が適用される事案は、貼付されている点検整備済T Sマークの記載内容が正しく記載され、その自転車の所有者であることが条件となっている。

問17 部品の取付け点検・整備方法として、各部のねじ部の緩みについては、自転車を直立させ、自転車の前車輪を約20cm程度持ち上げ落下させたとき、異常音があれば、その箇所を増し締めを行い整備する。なお、後車輪についても同様に行う。

問18 反射器材はリヤリフレクタとし、リヤリフレクタ又は尾灯の取り付けは、その頂点が後車輪のハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より5.5cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていること。

問19 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならないが、自動車の場合と異なり軽微な事故の場合は必要ない。

問20 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問21 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって徐行したり、停止したりする場合には、前輪のブレーキ（右ブレーキ）のレバーを静かにかけてスピードを加減するようにする。みだりにブレーキをかけると、後から来る車に追突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。

問22 踏切を渡るときには、踏切の手前で安全を確認し、自転車に乗車したまま、急いで渡るようにする。

問23 現在国内で広く使われている自転車のタイヤは「HEタイヤ」で、これに対し、マウンテンバイクやマウンテンバイク類型車には「WOタイヤ」が多く使われている。

問24 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「一時不停止」「酒酔い運転」などがあるが、「ブレーキ不良運転」もその対象である。

問25 普通自転車を点検整備するとき、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、50cm（幼児用自転車は、40cm）を超えてはならない。

ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りではない。

問26 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問27 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ200cm、幅60cmを超えてはならないことになっており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部があってはならないこととされている。

問28 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けた自転車店で、登録の有効期間の更新は、有効期間満了の日の2ヶ月前から行うことができる。

問29 安全付属部品の性能等のうち尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。

問30 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されていない駆動補助機付自転車でも、普通自転車の基準に適合していれば、点検整備した場合、点検整備済みTSマークを貼付することができる。

問31 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がある場合には、自転車横断帯をわたらなければならない。

問32 ダイナモ式の前照灯は、ダイナモの出力にあった電球を用いており、かつ、点灯することを確認し、必要な場合は基準に適合する電球と交換する。なお、前照灯の色まで確認する必要はない。

問33 チェーンは、ギヤクランクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問34 普通自転車の点検整備基準では、リヤリフレクタの反射光の色は、橙色又は赤色となっており、この色の確認は目視により確認する。

問35 自転車走行中に、これからしようとする行動をほかの車などに知らせること（合図）は、安全のため大切なことで、
「停止の合図」は、右腕を斜め下に出す。
「右折の合図」は、手のひらを下にして右腕を横に水平に出す。
「左折の合図」は、右腕のひじを垂直に上に曲げる。
である。

問36 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、車道の左端に沿って通行しなければならない。

問37 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問38 警音器(ベル)の性能の点検方法は、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

問39 登録更新をした自転車安全整備店には、登録番号及び有効期間満了の日を記入した「自転車安全整備店登録番号標章」を交付するので、「自転車安全整備店登録番号標章」を自転車安全整備店章に貼付すること。

問40 普通自転車を運転している13歳未満の子供、70歳以上のお年寄りは、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問41 自転車安全整備店において、自転車安全整備士の資格を取得していない者が自転車を点検整備した場合、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認しても、TSマークを貼付することはできない。

問42 自転車走行中、乗客の乗降のため停車中のバスなどに近づいたときは、道路の左側端に停止して待つようにする。

問43 児童又は幼児を保護する責任のある者が、児童又は幼児を自転車に乗車させる際には、当該児童又は幼児に自転車乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなくてはならない。

問44 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にあり、前車輪及び後車輪が同一系統で確実に制動でき、手を用いて容易に操作できる位置にあること。

問45 自転車を駐車するときは、駐車禁止以外の場所に、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならないようにしなければならない。

問46 TSマーク付帯保険は、同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故及び対物損害は補償されない。

問47 点検整備に使用する工具のうち、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよい。

問48 普通自転車の部品構成表中で、ベル、ブザー、リフレックスリフレクタ、尾灯は警報装置となっている。

問49 警音器（ベル）は、見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を防止するためやむを得ないときのみを使用するものであるから、歩道を走行中、歩行者に自車の接近を知らせるために警音器（ベル）を鳴らさなければならない。

問50 自転車安全整備店の登録を受けた者で、点検整備済TSマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しをされた場合は、再登録の申請ができない。

平成28年問題 C問題

問題は、問1から問50問まであります。

各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、黒鉛筆で塗りつぶすこと。

- 問1 点検整備済TSマーク保険が適用される事案は、貼付されている点検整備済TSマークの記載内容が正しく記載され、その自転車の所有者であることが条件となっている。
- 問2 駆動補助機付自転車の原動機の基準は、電動機以外の原動機を備えていることとされている。
- 問3 自転車走行中、乗客の乗降のため停車中のバスなどに近づいたときは、道路の左側端に停止しなくてもよいが、後方、左右に注意して進行する。
- 問4 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪でなければならない。
なお、幼児用自転車の補助車輪は、車輪数に含まれない。
- 問5 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問6 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって徐行したり、停止したりする場合には、前輪のブレーキ（右ブレーキ）のレバーを静かにかけてスピードを加減するようにする。みだりにブレーキをかけると、後から来る車に追突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。

- 問7 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約40度上に上げ、手を離れたときに、車輪が振子運動をするか確認する。
- 問8 普通自転車の点検整備基準では、リヤリフレクタの反射光の色は、橙色となっており、この色の確認は目視により確認する。
- 問9 普通自転車の車体の大きさは、走行状態において、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品を含める。
- 問10 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認すること。
- 問11 点検整備済TSマーク付帯保険は、点検整備済TSマークに付帯された保険で、保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものであるから、自転車を点検整備し点検整備済TSマークを貼付しても、自転車安全整備店で保険料を徴収することはない。
- 問12 反射器材はリヤリフレクタとし、リヤリフレクタ又は尾灯の取り付けは、その頂点が後車輪のハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より7.5cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていること。

問13 登録更新をした自転車安全整備店には、登録番号及び有効期間満了の日を記入した「自転車安全整備店登録番号標章」を交付するので、「自転車安全整備店登録番号標章」を自転車安全整備店章に貼付すること。

問14 現在国内で広く使われている自転車のタイヤは「WOタイヤ」で、これに対し、マウンテンバイクやマウンテンバイク類型車には「HEタイヤ」が多く使われていて互換性がある。

問15 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、車道の左端に沿って通行しなければならない。

問16 防犯登録がなされていない自転車でも、TSマークを貼付することはできる。

問17 自転車安全整備店としての登録を受けるには自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。

問18 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合に、自転車安全整備店での修理は困難であるので、ユニット部に異常が認められるときは、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにすること。

問19 踏切を渡るときに注意すべきことは、踏切の手前で必ず安全を確認し、停止の合図をしてから自転車を降り、左右の安全を確かめ、押して渡るように

した方がよい。

問20 補助車輪の付いた幼児用自転車には、TSマークを貼付することができない。

問21 部品の取付け点検・整備方法として、各部のねじ部の緩みについては、自転車を直立させ、自転車の前車輪を約40cm程度持ち上げ落下させたとき、異常音があれば、その箇所を増し締めを行い整備する。なお、後車輪について同様に行う。

問22 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がある場合には、自転車横断帯をわたらなければならない。

問23 自転車安全整備店として登録するための適正な事業所の基準は、自転車の点検及び整備を行うための作業場が15平方メートル以上確保されていることが必要であり、当該作業場は、道路から容易に自転車を持ち込める形態にあることが必要で、自転車の点検整備のために必要な工具を備え付けていなければならない。

問24 駆動補助機付自転車の構造及び性能の基準では、駆動補助機付自転車を25km/h以上の速度で走行させることとなる場合には、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこととされている。

問25 警音器（ベル）は、見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を防止するためやむを得ないときのみを使用するものであるから、歩道を走行中、歩行者に自車の接近を知らせるために警音器（ベル）を鳴らさなければならない。

問26 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左端によって一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。

問27 普通自転車を運転している13歳未満の子供、65歳以上のお年寄りは、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問28 チェーンは、ギヤクランクを逆方向のみに回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問29 ダイナモ式の前照灯は、ダイナモの出力にあった電球を用いており、かつ、点灯することを確認し、必要な場合は基準に適合する電球と交換する。なお、前照灯の色まで確認する必要はない。

問30 安全付属部品の性能等のうち尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方10mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。

問31 スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね3等分する3カ所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。

問32 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「一時不停止」「酒酔い運転」などがあるが、「ブレーキ不良運転」もその対象である。

問33 自転車走行中に、これからしようとする行動をほかの車などに知らせること（合図）は、安全のため大切なことで、
「停止の合図」は、右腕を斜め下に出す。
「右折の合図」は、手のひらを下にして右腕を横に水平に出す。
「左折の合図」は、左腕のひじを垂直に上に曲げる。
である。

問34 T Sマーク付帯保険は、同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故及び対物損害は補償されない。

問35 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付自転車を点検整備した場合には、点検整備済みT Sマークを貼付することができる。

問36 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問37 自転車安全整備店が登録後、改築した場合は「自転車安全整備店登録事項変更届（事業所改築・移転用）」により、速やかに変更手続きをしなければならない。

問38 ドラム抜きは、多段式フリーのスプロケットの着脱に用いる工具である。

問39 児童又は幼児を保護する責任のある者が、児童又は幼児を自転車に乗車させる際には、当該児童又は幼児に自転車乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなくてはならない。

問40 自転車走行中、交差点では、直進、左折、右折いずれの場合でも、後方から左折する自動車に巻き込まれる危険がある。

問41 普通自転車の部品構成表中で、ベル、ブザー、リフレックスリフレクタ、尾灯は警報装置となっている。

問42 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅70cmを超えてはならないことになっており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部があってはならないこととされている。

問43 点検整備済TSマーク付帯保険の傷害補償は、点検整備済TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合に、一律に第一種点検整備済TSマーク（青色TSマーク）は30万円、第二種点検整備済TSマーク（赤色TSマーク）は100万円が支払われる。

問44 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが必要である。また、後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。

問45 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。

問46 点検整備に使用する工具のうち、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使

用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよい。

問47 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。

問48 自転車安全整備店の登録を受けた者で、点検整備済TSマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しをされた場合、取消しされた時点から5年を経過すれば、再登録の申請ができる。

問49 普通自転車を点検整備するとき、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、50cm（幼児用自転車は、30cm）を超えてはならない。

ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りではない。

問50 自転車安全整備店において、自転車安全整備士の資格を取得していない者が自転車を点検整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

学科試験問題解答上の注意事項

【マークシートの記入方法と注意事項】

- ◎ HBの黒鉛筆を必ず使用してください。
- ◎ 訂正は、消しゴムを使い、丁寧に消してください。
- ◎ 「受験地」、「受験番号」、「氏名」欄を手書きしてください。
- ◎ 「受験地コード」欄は、下表を参照し、該当する「受験地コード」番号を手書きし、その下のコード番号3桁を塗りつぶしてください。
- ◎ 「受験番号」欄は、自分の「受験番号」を手書きし、その下のコード番号欄3桁を塗りつぶしてください。
- ◎ 解答欄は、問1から問25までが上段に、問26から問50までが下段に番号順になっています。
- ◎ 解答する場合は、問の下の ○ か × のいずれかを記入例に従って塗りつぶしてください。
両方に解答した場合は、不正解となります。また、訂正消去が不十分ですと、機械が読み込まない場合があります。

【受験地コード表】

受験地	受験地コード	受験地	受験地コード
北海道	0 1 1	愛知県	1 9 1
宮城県	0 4 1	滋賀県	2 5 1
茨城県	0 8 1	大阪府	2 7 1
埼玉県	1 1 1	広島県	3 4 1
千葉県	1 2 1	香川県	3 7 1
東京都	1 3 1	福岡県	4 0 1

【マークシート記載例】

該当する番号を手書き
番号を塗りつぶす

それぞれ手書きする

記入例に従って解答を
塗りつぶす

公益財団法人 日本交通管理技術協会
自転車安全整備士 学科試験 解答用紙

受験地

受験番号

氏名

鉛筆はHBを使用すること

記入例

良い例 ○ ×

悪い例 ○ ×

受験地コード	受験番号	解答欄
0	0	1~25問目
1	1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25
2	2	○ ○
3	3	× ×
4	4	
5	5	26~50問目
6	6	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50
7	7	○ ○
8	8	× ×
9	9	

平成28年 学 科 試 験 解 答

番号	A問題	B問題	C問題	番号	A問題	B問題	C問題
1	○	○	×	26	×	○	×
2	○	×	×	27	○	×	×
3	×	○	×	28	×	×	×
4	○	○	○	29	○	○	×
5	○	×	○	30	○	×	×
6	○	○	×	31	○	○	○
7	○	○	×	32	○	×	○
8	×	○	×	33	×	○	×
9	○	○	○	34	×	×	○
10	○	○	○	35	×	○	○
11	○	×	○	36	×	○	×
12	○	○	○	37	○	○	○
13	×	○	○	38	○	×	×
14	○	○	×	39	○	○	○
15	×	○	○	40	×	○	○
16	×	×	○	41	○	×	○
17	○	○	○	42	○	○	×
18	×	×	○	43	○	○	○
19	○	×	○	44	×	×	○
20	×	×	×	45	○	○	○
21	○	×	×	46	○	○	○
22	×	×	○	47	×	○	○
23	×	×	×	48	○	○	×
24	×	○	×	49	×	×	×
25	×	×	×	50	×	○	○